

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

- | | |
|--------------------|----------|
| 1 被災者に関する支援の情報の提供等 | (風-4-2) |
| 2 被災者生活再建支援金 | (風-4-2) |
| 3 公営住宅の建設等 | (風-4-3) |
| 4 災害援護資金 | (風-4-3) |
| 5 生活福祉資金 | (風-4-4) |
| 6 県税の減免等 | (風-4-5) |
| 7 生活相談 | (風-4-6) |
| 8 雇用の維持に向けた事業主への支援 | (風-4-6) |
| 9 義援金 | (風-4-6) |
| 10 その他の生活確保 | (風-4-9) |
| 11 中小企業への融資 | (風-4-9) |
| 12 農林漁業者への融資 | (風-4-11) |

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

- | | |
|------------|----------|
| 1 水道施設 | (風-4-13) |
| 2 下水道施設 | (風-4-13) |
| 3 電気施設 | (風-4-13) |
| 4 ガス施設 | (風-4-14) |
| 5 通信施設 | (風-4-15) |
| 6 工業用水道施設 | (風-4-15) |
| 7 農林・水産業施設 | (風-4-15) |
| 8 公共土木施設 | (風-4-16) |

第3節 激甚災害の指定

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 激甚災害に関する調査 | (風-4-18) |
| 2 特別財政援助額の交付手続等 | (風-4-18) |

第4節 災害復興

- | | |
|----------------------|----------|
| 1 体制の整備 | (風-4-19) |
| 2 災害からの復興に関する基本的な考え方 | (風-4-19) |
| 3 想定される復興準備計画 | (風-4-19) |
| 4 復興対策の研究・検討 | (風-4-20) |

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた県民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、県民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。

併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村）

（1）目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

（2）対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

（3）対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （全壊・解体・ 長期避難・ 大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金支給手続

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率8/10）

ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。

3 公営住宅の建設等（県土整備部、市町村）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

県は、関係機関や市町村と協議し、円滑な入居に努める。

4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

（ア）世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合

(ア) 家財等の損害がない場合	150万円
(イ) 家財の1/3以上の損害	250万円
(ウ) 住居の半壊	270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

350万円

(エ) 住居の全壊	350万円
-----------	-------

イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合

(ア) 家財の1/3以上の損害	150万円
(イ) 住居の半壊	170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

250万円

(ウ) 住居の全壊（(エ)を除く）	250万円
-------------------	-------

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

350万円

(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円
--------------------	-------

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）

イ 据置期間 3年（特別な場合5年）

ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）

(4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

(5) 申込方法 各市町村

5 生活福祉資金（健康福祉部）

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6月以内

イ 償還期間 据置期間経過後7年以内

ウ 利子

保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

- (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
- (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ申し込む。

6 県税の減免等（総務部）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は千葉県県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア 災害が広範囲にわたる場合

知事が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、県税事務所長が、災害のやんだ日から2月以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 個人の県民税

個人の県民税については、市町村民税と同じ取扱いで減免するものとする。

イ 個人の事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

ウ 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を減免するものとする。

エ 自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

オ 軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

カ 固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

7 生活相談（全庁、市町村）

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 ＜資料編 1－12 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書＞ 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。
市 町 村	市町村においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県 警 察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

8 雇用の維持に向けた事業主への支援（商工労働部）

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

9 義援金（防災危機管理部、出納局、市町村）

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集团体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集团体、市町村と連携しながら、確実・迅速に配分する。

また、市町村は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。

なお、義援物資については「第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需物資等の供給体制」による。

(1) 募集の決定及び周知並びに受付

ア 県が募集する義援金

機 関 名	内 容
県	1 募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。 (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） (2) 受付窓口 (3) 募集期間 (4) 振込手数料の取扱い (5) 税制上の取扱い (6) 配分方法 2 受付 義援金は出納局で受け付ける。 (※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。)

イ 義援金募集团体が募集する義援金

機 関 名	内 容
義 援 金 募 集 団 体	1 募集の決定及び周知 県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 2 受付 関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。 寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。

(2) 配分

機 関 名	内 容																	
県	県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。																	
	配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。																	
	(表) 配分基準																	
	<table><tr><th colspan="2">配 分 対 象</th><th>配 分 比</th></tr><tr><td rowspan="3">(人的被害 配分対象者)</td><td>死者</td><td>10</td></tr><tr><td>行方不明者（死亡と推定される者）</td><td>10</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="3">(住家被害 配分対象世帯)</td><td>全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</td><td>10</td></tr><tr><td>半壊</td><td>5</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>1</td></tr></table>	配 分 対 象		配 分 比	(人的被害 配分対象者)	死者	10	行方不明者（死亡と推定される者）	10	重傷者	5	(住家被害 配分対象世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10	半壊	5	床上浸水	1
	配 分 対 象		配 分 比															
	(人的被害 配分対象者)	死者	10															
		行方不明者（死亡と推定される者）	10															
		重傷者	5															
	(住家被害 配分対象世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10															
		半壊	5															
床上浸水		1																
(※ 床上浸水世帯を1とする)																		
市 町 村	県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。																	

(3) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

機 関 名	内 容
県	義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

10 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便(株)	災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 (1) 災害時における窓口業務の維持 (2) (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。
労 働 局	1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあつせんを図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
N H K	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

11 中小企業への融資（商工労働部）

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

(2) 一般枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

- イ 融資使途
設備資金、運転資金
- ウ 融資限度額
1 中小企業者 8, 0 0 0 万円以内
- エ 融資期間
設備資金 1 0 年以内、運転資金 7 年以内
- オ 融資利率
年 1. 1 % ~ 1. 7 % (融資期間により異なる。)

(3) 激甚災害枠

- ア 融資対象者
激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
- イ 融資使途
設備資金、運転資金
- ウ 融資限度額
1 中小企業者 8, 0 0 0 万円以内
- エ 融資期間
設備資金 1 0 年以内、運転資金 7 年以内
- オ 融資利率
年 1. 0 % ~ 1. 4 % (融資期間により異なる。)

(4) 高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

- ア 貸付期間
最長 2 0 年（うち据置期間 3 年以内）
- イ 貸付金利
無利子
- ウ 貸付割合
貸付対象事業費の 9 0 % 以内

12 農林漁業者への融資（農林水産部）

令和6年8月1日現在

貸付金の種類		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	利 率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家さんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則6年以内 （果樹栽培、家畜・家さんの購入等 原則5年以内）
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 （平成10年の適用例0.6%）	原則3年以内 （果樹栽培、家畜・家さんの購入等 原則5年以内）
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定 （標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定 （令和4年の適用例0%）	災害の都度決定 （標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定 （標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定 （令和4年の適用例0%）	災害の都度決定 （標準的な例：6年以内（据置2年以内））

貸付金の種類		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	利 率	償還期間 据置期間
県単 漁業 災害 対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定 (標準的な例:被害認定額の80%以内で300万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例:5年以内)
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定 (標準的な例:被害認定額の80%以内で500万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例:6年以内(据置2年以内))
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	固定金利 (適用される融資時の金利は毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円 (特認年間経営費等の6/12以内)		15年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内		30年 (据置20年以内) 20年 (据置3年以内) 15年 (据置5年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、漁船1,000万円～11億円) 又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道・電気・ガス・通信等の施設、工業用水道及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設（総合企画部、企業局）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

（1）復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市町村の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

（2）漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - （ア）漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - （イ）修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設（県土整備部）

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

（1）火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

（2）送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 〃 のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 〃 のその他の線路

（3）変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験

(4) 再供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順 位	確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

＊上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 工業用水道施設（企業局）

工業用水を常時、安定的に供給するという役割を担う工業用水道の重要性から次の点に留意し復旧を行う。

(1) 復旧工程

復旧工事期間中においても受水企業の操業に支障が生じないように、平常時と同様の給水量を確保することを前提として実施する。

(2) 浄水場等の単独施設

施設の被災状況を詳細に調査し、緊急度の高いものから更新、修繕を行う。

(3) 管路等施設

管路は道路占用等により布設されており、道路管理者の復旧計画、他占用事業者の復旧計画との調整、整合を図り実施する。

7 農林・水産業施設（農林水産部）

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 貯水施設

(ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

8 公共土木施設（県土整備部）

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深堀れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊等で、これを放置した場合に著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 砂防設備

- (ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深堀れで、根固をする必要があるもの。
- (ウ) 護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの
- (エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの

カ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育庁）

（1）県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめる。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

（2）市町村

市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続等（総務部、農林水産部、県土整備部）

（1）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

（2）市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第4節 災害復興

1 体制の整備(全庁)

県は、県民の生活や地域(都市)の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

＜資料編1-11 東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部設置要綱＞

2 災害からの復興に関する基本的な考え方(全庁)

国、県、市町村などの行政の施策(公助)や自分の身は自ら守る(自助)も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する(共助)ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3 想定される復興準備計画(全庁)

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったより効果的なものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受けるなど、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となったことを踏まえ、事前に各方面からの復興に関する調査、研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD(心的外傷後ストレス障害(PostTraumatic Stress Disorder))等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのかみ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

県の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討(全庁)

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化